

非核三原則の堅持を求める意見書

非核三原則は、１９６７年（昭和４２年）に当時の佐藤栄作首相が国会で表明し、１９７１年（昭和４６年）に衆議院においてこの原則の遵守に言及した決議が可決されて以来、核兵器を「持たず、つくらず、持ち込ませず」という原則を国是とする国会決議を積み重ね、歴代内閣もこれを堅持している。

しかしながら、昨年から安全保障関連３文書の改定に向けた議論が与党内で進められており、これに伴う、非核三原則の見直しの可能性が報道されている。

こうした状況を踏まえ、核兵器の残虐性を体験した被爆者で構成される日本原水爆被害者団体協議会は、非核三原則の堅持等を求める抗議声明を国に提出している。

唯一の戦争被爆国である我が国は、核兵器のない平和な世界の実現を願う被爆者の思いをしっかりと受け止め、被爆の実相を後代に伝えつつ、８１年前の広島と長崎にもたらされた惨禍を二度と繰り返さないよう、「核兵器のない世界」の実現に向けて着実に努力を積み重ねていかなければならない。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、非核三原則を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年３月２４日

吹 田 市 議 会

【送付先】

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣

衆議院議長

参議院議長